

# 彙報

## 初婚者結婚費用調査の施行

本研究所に於ては前年度東京市につき實施せる「初婚者所得調査」と同一趣旨に基き、現時に於ける結婚年齢遅延の原因を究明し以て我が國人口政策に關する基礎資料の一たらしむる目的を以て、今般更に大阪市内六區及び山形、長野、滋賀、廣島、熊本の五縣下に於ける農村を選定し「初婚者結婚費用調査」を實施することに決定したが、その調査要綱を掲ぐれば次の如く又その調査票は別掲の如くである。

### 初婚者結婚費用調査要綱

#### 一、調査の目的

現時に於ける結婚と所得との關係を明かにし、結婚年齢遅延の原因を究明し、我が國人口政策に關する基本資料の一たらしめんとす。

#### 二、調査の方法

標本調査の方法により大阪市内に於ては主として俸給生活者並に工場勞務者の多數住居せる地域を選定し、其の區内に本籍を有し又は寄留せる者にして婚姻届をなしたる場合別添の通りの「初婚者結婚費用調査票」を配布し其の記入を依頼す。但し右調査票

の配付は當該區役所に委嘱するものとす。

農村に於ては専ら農業者のみを對象となし、婚姻届ありたる場合別添の「初婚者結婚費用調査票」に村役場戸籍吏員をして必要なる事項の記入を依頼するものとす。

#### 三、調査の地域

大阪市内に於ては俸給生活者並に工場勞務者の多數住居せる地域(約五區)を選定す。之が選定は大阪市役所に依頼するものとす。

山形、長野、滋賀、廣島及び熊本に於ては夫々約十村を選定す。農村の選定は各縣廳に依頼するものとす。

#### 四、調査の期間

大阪市内に於ては昭和十六年九月一日より同年十一月三十日の三ヶ月間。

山形他四縣の農村に於ては九月以前の最近婚姻十

五件。

#### 五、調査の客體

選定したる前記各地域に本籍を有し又は寄留せる者にして前項の期間内に婚姻の届出をなしたる者。但し雙方初婚者にして且つ普通婚姻の場合に限る。

#### 六、調査の事項

##### 大阪の場合

- 1 住所
- 2 夫の氏名
- 3 妻の氏名
- 4 夫の生年月日
- 5 妻の生年月日

6 夫の長男と否との別

7 妻の長女と否との別

8 結婚年月日

(イ) 擧式の年月日

(ロ) 届出の年月日

9 夫の職業

10 妻の職業(現在及結婚前)

11 妻の親元の職業

12 俸給又は賃銀月額(俸給以外の手當及賞與も月割として加算)

(イ) 夫

(ロ) 妻

13 其の他の収入月額

(イ) 營業収入月額

(ロ) 財産収入月額

(ハ) 父兄等よりの補助月額

(ニ) 其の他

14 結婚の爲に要したる費用(夫妻別に自己負擔又は自己以外の負擔に區分すること)

(イ) 結納金

(ロ) 結婚式に要したる費用

(ハ) 披露宴に要したる費用

(ニ) 支度費

(ホ) 世帯を持つに要したる費用

15 住居の種類及家賃又は室料

(イ) 父兄の世帯に同居するもの

(ロ) 自己又は父兄の家に住むもの

(ハ) 借家月額



初婚者結婚費用調査票

村 No. \_\_\_\_\_

昭和 16 年

1. 住所	縣	郡	村	番地
2. 夫ノ氏名	4. 夫ノ生年月日	年	月	日
3. 妻ノ氏名	5. 妻ノ生年月日	年	月	日
6. 夫ト長男ト否トノ別	長男	否	7. 妻ノ長女ト否トノ別	長女
8. 婚年月日	婚式ノ年月日	昭和	年	月
9. 夫ノ職業	自作	小作	自作	小作
10. 妻ノ職業	現在	結婚前	結婚前	
11. 妻ノ親元ノ職業	12. 夫ノ耕作面積	町	段	
13. 結婚ノ爲ニ要シタル費用	結婚金 (1)	結婚式ニ要シタル費用 (ロ)	嫁入費ニ要シタル費用 (ハ)	文渡費 (ニ)
夫	自己負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔
妻	自己負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔
14. 父兄ノ世帯ニ同居スルト否トノ別	同居	別居	同居	別居
15. 備考				

厚生省

人口問題研究所



初婚者結婚費用調査票

町 No. \_\_\_\_\_

自昭和16年9月1日至同年11月30日

1. 住所	大阪市	區	町	丁目	番地
2. 夫の氏名	4. 夫の生年月日	年	月	日	
3. 妻の氏名	5. 妻の生年月日	年	月	日	
6. 夫の長男と否との別	長男	否	7. 妻の長女と否との別	長女	否
8. 婚年月日	婚式の年月日	昭和	年	月	日
9. 夫の職業	自作	小作	自作	小作	
10. 妻の職業	現在	結婚前	結婚前		
11. 妻の親元の職業	12. 俸給又は賃銀月額 (1) 夫 (2) 妻	結婚者及び養育費受給者との月額トシテ記入シテ下ス。配当により受取る所得、養育費も月額にして月給に換算して下ス。	結婚者又は養育費受給者との月額トシテ記入シテ下ス。	労働者等でも該等の収入額を記入シテ下ス。	
13. その他の収入月額	(1) 収入月額 (2) 収入月額 (3) 収入月額 (4) 収入月額 (5) 収入月額 (6) 収入月額 (7) 収入月額 (8) 収入月額 (9) 収入月額 (10) 収入月額 (11) 収入月額 (12) 収入月額	合計			
14. 結婚の爲に要したる費用	結婚金 (1)	結婚式に要したる費用 (ロ)	嫁入費に要したる費用 (ハ)	文渡費 (ニ)	合計
夫	自己負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔	
妻	自己負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔	自己以外ノ負擔	
15. 父兄の世帯ニ同居スルト否トノ別	同居	別居	同居	別居	
16. 備考					

厚生省

人口問題研究所

別種職種の「記入」に就ての注意(特に記入例)をよく讀んで記入して下さい。

(ニ) アパート月額

(ホ) 借間月額

(ハ) 其の他月額

16 備考

農村の場合

1 住所

2 夫の氏名

3 妻の氏名

4 夫の生年月日

5 妻の生年月日

6 夫の長男と否との別

7 妻の長女と否との別

8 結婚年月日

(イ) 挙式の年月日

(ロ) 届出の年月日

9 夫の職業

10 妻の職業(現在及結婚前)

11 妻の親元の職業

12 夫の耕作面積

13 結婚の爲に要したる費用(夫妻別に自己負擔又は自己以外の負擔又は醸出に區分すること)

(イ) 結納金

(ロ) 結婚式に要したる費用

(ハ) 披露宴に要したる費用

(ニ) 支度費

(ホ) 世帯を持つに要したる費用

14 父兄の世帯に同居するや否やの別

15 備考

### 記入に就いての注意

I 此の調査の目的は所得と結婚との関係を明らかにし、現時に於ける結婚年齢遅延の原因を究明して我が國人口政策に関する基本資料の一たらしめようとするものであります。

II 記入事項は凡て嚴秘の取扱をなし、統計作成以外の目的には絶対に使用致しませんから有りの儘を正確に記入して下さい。

III 本調査の対象となるのは昭和十六年九月一日から同年十一月三十日迄の間に婚姻の届出をした夫妻雙方初婚者に限ります。

1 住所 現在の住所を記入して下さい。

2 夫の氏名・3 妻の氏名 氏名を記入することを避けたい方はこの欄は空欄のまま構いませんが、此の調査は極めて重要な調査でありますからその他の記入事項は正確に記入して下さい。

4 夫の生年月日・5 妻の生年月日 生れた年月日不詳の場合には「數へ年」を記入して下さい。

6 夫の長男と否との別 長男の場合には長男に○を、否の場合には否に○をつけて下さい。

7 妻の長女と否との別 長女の場合には長女に○を、否の場合には否に○をつけて下さい。

8 結婚年月日 (イ) 挙式の年月日 實際に結婚した年月日を記入して下さい。

(ロ) 届出の年月日 區役所の戸籍係で婚姻の届出を受理した日即ち婚姻届書記載の年月日を記入して下さい。

9 夫の職業 現在の職業を詳しく記入して下さい。

10 妻の職業 現在又は結婚前の職業あらば記入して下さい。

11 妻の親元の職業 父又は戸主の職業を詳しく記入して下さい。

12 俸給又は賃銀月額 月額は勤勞に依り受くる過去一ヶ年間の總収入の平均月額を算定し圓位未満を切捨て記入するのです。俸給又は賃銀以外の手当、賞與の類も月額にしたものを加算して記入して下さい。此の場合も圓位未満は切捨てして下さい。

13 其の他の収入月額 月額は各欄共前項と同様過去一ヶ年間の總収入の平均月額を算定して記入して下さい。

14 結婚の爲に要したる費用 此の欄には結婚の爲に要した費用を夫及妻に就て夫々自己負擔又は自己以外の負擔に區分し記入するのですが、平素の生活費と明かに區分し得ないものは書くには及びません。

「自己負擔」とは自分で稼いで結婚の爲の費用に充てた場合であり、「自己以外の負擔又は醸出」とは父兄其の他親族、先輩が負擔し、又は自分の勤務せる會社、工場等で醸出した場合であります。

(イ) 結納金 普通婚姻の場合のみに限りますから結納金は夫の欄に限つて記入して下さい。

(ロ) 結婚式 (ハ) 披露宴に要したる費用 結婚式及披露宴に直接要した費用をそれぞれ記入して下さい。式服を作つた費用は借りては入りませんが若し衣裳屋等から當日借りてその借賃を支拂つた場合にはここに記入して下さい。

(ニ) 支度費 挙式する爲に紋付、袴、國民服其他式服を調製し簞笥、洋服簞笥等を購入した場合の費用は此の欄に記入して下さい。媒酌人への謝礼金も此の欄に加算して記入して下さい。所謂持參金は記入を要しませんが結婚の爲の調度品を購入する代りに之に充つべき金額を現金又は預金等を持參したる場合には此の金額を妻の欄に記入して下さい。

(ホ) 世帯を持ちたる爲特に要したる費用 例へば勝手用及來客用調度品等購入費又は借家する爲の敷金等は此の欄に記入して下さい。従つて結婚しても父兄等の世帯に同居する場合には原則として此の欄の記入事項はないわけです。

15 住居の種類及家賃又は室料 此の欄には結婚した後の夫妻の住居の種類に就いて記入するので該當の欄に○印を附して下さい。家賃又は室料は月額を記入して下さい。アパート等にて室料の外に瓦斯代、電燈料、雜費等を毎月定額にて支拂ふ場合には「(ハ)其の他」の欄にその月額を記入して下さい。

16 備考 以上の各欄にて記入した事項で尙説明を要すること又はお氣付の點がございましたら此の欄に記入して下さい。尙、記入の必要のない欄は斜線を引いて下さい。